

鎌倉市農業委員会 令和 7 年度 第 7 回総会 次第	
日 時	令和 7 年（2025 年）10 月 28 日（火）15 時 30 分開会
場 所	鎌倉商工会議所 3 階 301 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、4 番 小泉紀久夫、 5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕、 8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、 11 番 郷原均、13 番 平井保男 以上 12 名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・植竹事務職員
欠席委員	12 番 市川委員
議長（平井会長）	定刻になりました。それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局（太田局長）	議長。12 番 市川委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長（平井会長）	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、7 番 和田委員、9 番 三橋委員に お願いします。 次回の現況証明委員については、12 番 市川委員、1 番 関根委員に お願いします。
議長（平井会長）	次に、日程第 1、報告第 17 号、農地法第 3 条の 3 の規定による 届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1 件、報告いた します。 事務局から報告をお願いします。
事務局（秋山補佐）	議長。日程第 1、報告第 17 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届 出の受理の決定に関する専決処分について、1 件まとめてご報告し ます。 以降は着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出に ついて、9 月 11 日から 10 月 10 日までに受理し、処理した案件について 報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1 ページと、2 ページの整理番 号 1 をご覧ください。対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおり です。 本件は、令和 7 年 1 月 16 日に相続により届出者が所有権を取得 し、令和 7 年 10 月 15 日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長（平井会長）	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）

議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第18号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第2、報告第18号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について9月11日から10月10日までに受理し処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の3～5ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 3ページの番号1と、4ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年10月1日に専用住宅へ転用のため、令和7年9月16日に専決処分いたしました。 続きまして、3ページの番号2と、5ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年11月1日に資材置場・通路へ転用のため、令和7年9月22日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第19号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、7件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第3、報告第19号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、9月11日から10月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の6～15ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 6ページの番号1と、9ページの整理番号1の案内図をご覧ください。

	対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 7 年 12 月 1 日に学童用施設へ転用のため、令和 7 年 9 月 16 日に専決処分いたしました。 続きまして、6 ページの番号 2 と、10 ページの整理番号 2 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 8 年 2 月 13 日に専用住宅へ転用のため、令和 7 年 9 月 22 日に専決処分いたしました。 続きまして、6 ページの番号 3 と、11 ページの整理番号 3 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 8 年 4 月 1 日に専用住宅へ転用のため、令和 7 年 10 月 15 日に専決処分いたしました。 続きまして、7 ページの番号 4 と、12 ページの整理番号 4 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 7 年 10 月 15 日に資材置場へ転用のため、令和 7 年 10 月 6 日に専決処分いたしました。 続きまして、7 ページの番号 5 と、13 ページの整理番号 5 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 7 年 10 月 20 日に専用住宅へ転用のため、令和 7 年 10 月 10 日に専決処分いたしました。 続きまして、7 ページの番号 6 と、14 ページの整理番号 6 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 7 年 10 月 20 日に専用住宅へ転用のため、令和 7 年 10 月 15 日に専決処分いたしました。 続きまして、8 ページの番号 7 と、15 ページの整理番号 7 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 8 年 5 月 1 日に専用住宅へ転用のため、令和 7 年 10 月 15 日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第 4、報告第 20 号、令和 6 年度鎌倉市農業委員会の活動状況等について報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 4、報告第 20 号、令和 6 年度鎌倉市農業委員会の活

	動状況等について、報告させていただきます。 資料につきましては、送付資料の 16 ページのホチキス止めしております。報告第 20 号参考資料（別冊）をご覧ください。 例年この時期に前年度の活動状況について取りまとめを行い、皆様に報告しております。 令和 6 年度の活動状況を冊子にまとめましたので、その内容を簡単に報告させていただきます。 目次に記載のとおり、「1、鎌倉市の農業の現状」「2、鎌倉市の農業の特色」について、1～2 ページに記載し、「3、鎌倉市の農業の主な課題」について、2～3 ページに記載し、「4、農業委員会の活動」では、農業委員会の設置、目的、構成等、所掌事務、年間活動について、3～10 ページに記載しました。 年間活動では、総会での審議項目、件数を記載し、議案は 47 件、報告件数は 35 件でした。 また、総会以外の活動等として、農地法違反の是正に向けた現地指導や、定期的な農地パトロール、委員研修などの状況や遊休農地解消対策協議会の活動状況を記載しました。 詳細については、お手元の資料をご確認ください。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第 5、議案第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 5、議案第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 はじめに、農地法第 3 条についてご説明します。 農業委員会研修テキストシリーズ 2 農地法の 6 ページをご覧ください。農地を農地として貸し借り、売買するには、農業委員会による、農地法第 3 条の許可を受ける必要があります。 次に、8 ページをご覧ください。農地法第 3 条の許可については、農地の借り手や、買い手の要件があり、これを満たした者でなければ許可することができないものです。 送付資料は 17 ページの議案書、18～21 ページの参考資料をご覧ください。 送付資料 18 ページの参考資料①の白抜きの太枠内の土地が、本件の対象地となります。 なお、本件は、議案書記載のとおり、法人名で、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請書が提出されたものです。 許可にあたっては、テキストの 8 ページに記載のとおり、法人(農

	地所有適格法人)の基本要件である、①全部効率利用要件 ②農地所有適格法人要件 ③農作業常時従事要件 ④地域との調和要件の4つを満たしていることが条件となります。 まず、テキスト9ページに記載されている「全部効率利用要件」についてご説明します。 これは、権利を取得しようとする者が、現在耕作している土地を含めてすべてを効率的に耕作できるかについて ①機械が十分に確保されているか ②労働力が十分に確保されているか ③技術が十分にあるか の3つに着眼して総合的に判断するものです。 機械及び労働力の確保については、申請書類に記載があり、問題がないことを確認しています。また、技術については、送付資料20ページのとおり、申請者は、認定農業者の元で研修を行っています。 次に、送付資料21ページの「鎌倉市新規就農者受入基準及び受入手続に関する要綱」について、ご説明いたします。 同要綱は令和5年4月1日に農水課において定めたもので、鎌倉市内の農地を自ら借り受け、新たに農業経営を営もうとする方(非農家出身)は、第2条の新規就農者の要件を満たすことが求められます。 新規就農として農地法第3条の許可の申請があった際についても、同要綱を満たす者であることを必要な要件としていますが、要件を満たしていることを確認しています。 以上のことから、1つ目の「全部効率利用要件」については、効率的に耕作できるかの判断については問題ないと思われます。 続いて2つ目の「農地所有適格法人要件」についてですが、事務局にて農地所有適格法人の要件を満たしていることを事前に確認しています。 続いて3つ目の「農作業常時従事要件」についてですが、農地所有適格法人の理事などの過半は、農作業に150日以上従事する構成員であることから、要件を満たしています。 最後に、テキスト10ページに記載の4「地域との調和要件」についてですが、これは権利の取得により、地域計画の達成に支障が生じないか、農地の集団化等に支障が生じないかを判断するものです。こちらについても、周囲の畑への影響はないことを現地で確認しているため、支障はないと考えられます。 続いて、送付資料19ページの参考資料②をご覧ください。 営農計画書には「申請地の取得後3年間の作付予定」と、「これからの営農計画」などを記載しています。 農業者の観点から、営農計画書をご覧いただき、ご審議いただければと思います。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の飯田委員から補足説明をお願いします。
10番(飯田委員)	議長。10番。

	10月17日（金）午前9時30分より、郷原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、作付けの準備が行われており、特段の問題は無いものと思われます。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。以上です。
議長（平井会長）	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）
議長（平井会長）	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議長（平井会長）	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第21号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局（太田局長）	総員挙手。
議長（平井会長）	総員の賛成をもちまして、議案第21号は承認されました。
議長（平井会長）	次に、日程第6、議案第22号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局（秋山補佐）	議長。日程第6、議案第22号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、ご説明いたします。 送付資料22ページの議案書及び23、24ページの参考資料をご覧ください。 まず、生産緑地の買取申出について説明いたします。 参考資料①、生産緑地買取り申出に関するフローをご覧ください。フロー図左上のとおり、農業の主たる従事者が死亡したとき、もしくは従事することを不可能にさせる故障に至ったとき、指定後30年を経過したときは、生産緑地法第10条に基づき、「市長に生産緑地を時価で買い取る申し出をすることができる」と規定されております。 市長は、買取申出があった場合は、その日から起算して、1ヶ月以内に生産緑地を買取る旨、又は買取らない旨を書面で通知することとなっています。また、買取申出があった日から起算して3ヶ月以内に所有権移転が行なわれなかったときは、当該生産緑地の行為の制限は解除され、これ以降は、通常の市街化区域の農地と同様に、農地転用届出等を行うことが可能になります。 次に生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について説明いたします。先程ご説明した市への買取申出を行うに当たり、これまで耕作していた者が、死亡または重度の故障に至るまで、その土地の農業の主たる従事者であったことを農業委員会が証明する必要があります。

	本件は、対象地の主たる従事者が、令和6年1月25日死亡により、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」の交付申請があったものです。 現在の土地所有者である申請者、その他の親族で農業従事者はおらず、対象地での耕作を継続することができないため、市へ買取申出を行うに当たり、本証明書の申請があったものです。 本議案が承認されれば、申請人へ証明書を発行し、その後市への買取申出がなされ、参考資料のフローに沿って手続きが進むものです。以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。
11 番 (郷原委員)	議長。11番。10月17日(金)午前9時30分より、飯田委員と共に現地調査を行いましたので、報告します。 対象農地の利用状況を確認したところ、雑草等は繁茂していなかったものの、主たる従事者死亡により、今後は農地としての管理を継続して行うことが難しいことから、主たる従事者証明書を交付することに特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第22号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員。挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第22号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第7、議案第23号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第7、議案第23号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料25ページの議案書、26ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求められているものです。 促進計画については、市が計画案の作成及び農業委員会への意見聴取を行い、当該計画案を受けた農業会議が、必要に応じて利害関係人からの意見聴取を踏まえ計画を策定します。策定された促進計画は、審査・認可を経て公告されます。 送付資料26ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。

	期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日までの5年間で、賃貸借により耕作するものです。 転借人1名の農作業に従事する日数は、330日となっています。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の飯田委員から補足説明をお願いします。
10番(飯田委員)	議長。10番。10月17日(金)午前9時30分より、郷原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。特段の問題は無いものと思われま す。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第23号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第23号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第8、議案第24号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第8、議案第24号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料27ページの議案書、28ページの参考資料をご覧ください。 送付資料28ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地が現在周辺で耕作している土地です。期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日までの5年間で、賃貸借により耕作するものです。 転借人1名の農作業に従事する日数は、300日となっています。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。
11番(郷原委員)	議長。11番。10月17日(金)午前9時30分より、飯田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。特段の問題は無いものと思われま す。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 24 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 24 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 9、議案第25号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第 9、議案第25号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 29 ページの議案書、30 ページの参考資料をご覧ください。 送付資料 30 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借により耕作するものです。 転借人 1 名の農作業に従事する日数は、330 日となっています。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の飯田委員から補足説明をお願いします。
10 番(飯田委員)	議長。10 番。10 月 17 日(金) 午前 9 時 30 分より、郷原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 25 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 25 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第10、議案第26号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第10、議案第26号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 31 ページの議案書、32 ページの参考資料をご覧ください。 送付資料 32 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。

	期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日までの5年間で、賃貸借により耕作するものです。 対象地の現在の状況を確認したところ、草木等が繁茂している状態でしたが、転借人は現地の状況を把握しており、今後、草刈り等の作業を行った上で、利用を開始することを確認しています。 転借人1名の農作業に従事する日数は、180日となっています。なお、対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。
11番(郷原委員)	議長。11番。 10月17日(金)午前9時30分より、飯田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、草木等が繁茂している状態でしたが、先ほどの事務局の説明のとおり、今後、利用開始後に、草刈りを含め作業が行われる予定であることを確認しています。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第26号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第26号は承認されました。 議案第23号から第26号につきましては、「農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト」を農水課へ回答する必要がありますので本日配布しました議案第23～26号回答案のとおり農水課へ提出することとします。
議長(平井会長)	次に、日程第11、議案第27号、鎌倉市国民健康保険運営協議会委員の推薦について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第11、議案第27号、鎌倉市国民健康保険運営協議会委員の推薦について、ご説明します。 お手元の送付資料の33ページ、34ページの参考資料をご覧ください。鎌倉市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険の運営に関し必要な意見の交換や調査、審議等を行うために設置されているものです。 参考資料のとおり鎌倉市長から審議会委員については、農業委員会から1名の推薦依頼がありましたので、委員の皆様にご審議

	いただき、推薦を行おうとするものです。任期は令和8年1月12日～令和11年1月11日までとなっています。 今回の推薦に当たり、所管の保険年金課から、女性委員登用の推進につきまして市の方針がある関係で、女性委員の推薦についてご配慮いただきたいとの依頼を受けています。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	只今、事務局から説明があったとおりですが、どなたかお願いできる方はいらっしゃいませんか。
6番(落合委員)	議長。6番。私がやらせていただきたいと思います。
議長(平井会長)	それでは立候補された落合委員を推薦することとしたいと思いますが、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議 ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が 無いようですので、採決いたします。 議案第27号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第27号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第12、その他、諸般の報告について、7件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第12、その他、諸般の報告について、7件、報告いたします。 諸般の報告1、令和7年度神奈川県農業委員会活動推進大会参集場所等について、ご報告します。8月の総会で開催日時等はお伝えしていますが、改めてご案内します。 神奈川県農業委員会活動推進大会は11月6日(木)13時から開催され、場所は関内駅から徒歩5分程度の「横浜市 市民文化会館 関内ホール」となります。 当大会は、年に1度、県内の農業委員が一堂に会し、本県農業の重要施策に関する要望事項を決議するとともに、農業委員活動の強化、各種取り組みの実現に向けた運動を展開する為に行われます。 当日は関内ホール入口にて事務局職員が待機していますので、委員の皆様については、12時30分から12時45分までにお集まりくださいますようお願いいたします。 お手元の「諸般の報告1 参考資料」をご覧ください。 資料の2ページ目に次第、3ページ目に座席表を添付しておりますので、ご参照ください。座席は湘南地区のエリアになります。次に、4ページ目以降に記載されている大会提出議案について、事前にご確認をお願いします。 提出議案に対する質問や大会議案以外の緊急動議がある場合に

は、10月29日（水）までに事務局までお申し出ください。

次に、諸般の報告2、令和7年度湘南地区農業委員会連合会研修会の開催について、ご報告します。

この研修会は、藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・寒川町の3市1町で構成する、湘南地区農業委員会連合会が、農業委員の皆様を対象に実施するものです。場所は、藤沢商工会館ミナパーク6階で、12月1日（月）午後2時から、最近の農政情報、遊休農地解消事例等についての研修が予定されています。

当日は現地集合、現地解散となりますので宜しくお願いいたします。事務局は植竹職員が出席予定となっております。

次に、諸般の報告3、秋の収穫まつり、農産物品評会について、報告いたします。

農産物品評会は収穫まつりに先立ち、前日の11月29日（土）午後1時から午後3時まで、山崎浄化センターにて行われる予定です。

収穫まつりは品評会の翌日、11月30日（日）に同所、山崎浄化センターにて午前10時から午後1時まで開催予定です。

なお、品評会受賞者の表彰式は優良農業者・漁業者表彰と合同で、11月30日（日）の午前9時から鎌倉武道館で行われます。

令和6年度の農産物品評会の総出品点数は、78点の出品となりました。出品数については年々減少傾向となっておりますので、農業委員の皆様におかれましても出品していただくよう、ご協力をお願いいたします。

次に、諸般の報告4、優良農業者・漁業者表彰の実施について、報告します。

今年度の優良農業者はさがみ農業協同組合の推薦により、福田泰子氏と山森圭子氏の2名となりました。

先ほどお伝えしたとおり、表彰式は、11月30日（日）の午前9時から鎌倉武道館で行われます。

表彰式の参列にあたっては、農業委員会を代表して、平井会長にお願いしたいと思います。平井会長には市から案内状が郵送されますので、ご列席をお願いいたします。

次に、諸般の報告5、農業委員会活動記録簿の進捗と確認について、報告します。皆様それぞれ活動されていることと思いますが、この活動記録が今年度の農地利用最適化交付金の額に関連し、県からの中間報告が求められることも想定されるため、事務局で皆様の毎月の活動記録等を回収して管理させていただいています。お忙しいところ恐縮ですが、毎月の総会に活動記録をご持参いただきたいと思いますので、引き続きご協力をよろしくお願いします。

また、本日、活動記録簿の記入方法に関する冊子を新たに配布いたしました。お時間あるときに内容をご確認いただき、活動記録簿作成の際に、参考にしていただければと思います。

ご不明な点があれば事務局までお知らせください。

	次に、諸般の報告 6、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。 10月23日（木）に関谷の圃場にてサツマイモの収穫作業を行いました。作業に御協力いただいたみなさま、ありがとうございました。 今回は、10月30日（木）午前9時30分から、引き続きサツマイモの収穫作業を行う予定です。本日机上に資料配布させていただきましたので、ご確認ください。 また、11月25日（火）午前9時30分から2時間程度で、ジャガイモの収穫作業を行います。当日が雨天の場合は、27日（木）に延期とします。本日机上に資料配布させていただきましたので、ご確認ください。 Aグループの皆様（和田委員、三橋委員、郷原委員、関根委員、小島委員）は、ご協力の程、よろしくお願いいたします。また、Bグループ、Cグループの委員の方で参加していただける方についても、ご協力をお願いいたします。 皆様、ご協力の程、よろしくお願いいたします。 今回は、11月26日（水）午後3時30分からで、会場は鎌倉市役所 本庁舎4階 402会議室になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和7年度第7回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長 平井 保男	
議事録署名委員 7番 和田 雅希	
議事録署名委員 9番 三 橋 悠	